

発達障害支援で勧告

厚生労働省・文部科学省に早期発見など（総務省）

総務省は1月20日、発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づき、厚生労働省と文部科学省に対し、発達障害の早期発見や支援に有効な措置を講ずるよう勧告した。

評価・監視は、2005年4月に発達障害者支援法が施行され、10年以上が経過したことなどを受け、19都道府県、31市町村・93学校、23保育所などを対象に、早期発見や支援・指導計画と情報の引き継ぎ、専門的医療機関の確保などの現状と課題を把握した。

早期発見では、厚労省の研究で「幼児期の広汎性発達障害の有病率は1.6%」と推計されているのに1歳6か月児健診で0.2%しかない市町村があったことや、発見の遅れによりうつ病・不登校・暴力行為などの2次障害を発現したケースがあったことなど

を問題視。乳幼児健診や就学時健診で早期発見できるよう有効な措置を講じることや、保育所から高校までの発達段階に応じた行動観察の着眼点などを示したチェックリストを作成することを求めた。

支援・指導計画については、未作成の対象児童が16.8%いたことや、作成対象を巡回相談の対象児に限定している学校があることなどを問題として指摘。計画の策定対象を限定しないよう求めた。

また、支援・指導計画の引き継ぎをしている保育所が35.8%、幼稚園が46.7%、小学校が79.1%、中学校が14.7%などにとどまり、口頭のみで引き継ぎしている実態があることを問題視。必要な支援内容を文書で引き継ぐよう要請した。

（福祉新聞・第2796号 2017年1月30日）